

健康事業所宣言

「健康事業所宣言認定証」なるものをいただいた。贈呈者は「全国健康保険協会徳島支部」。健診の受診等の健康づくりへの取り組みを評価していただいたようである。「税理士法人」・「社会保険労務士法人」・「ビジネスサービス」の3社が同時に認定された。褒めていただく程の努力はしていないので、少し気恥ずかしい気もしたが、折角なのでありがたく頂いた。



(竹内)

親族役員への給与



中小企業では、役員が配偶者や親子などの親族関係で構成されていることが通常です。親族以外の担い手が見当たらないということもありますが、節税対策も大きな理由でしょう。すなわち、役員給与は一定の要件を満たせば会社の経費となるため、法人税から個人所得税の負担に転換する効果があります。これを複数の親族で分散すれば、所得税の累進税率を避けることもできます。さらに、退職時には、給与額を基に計算した役員退職金を経費とすることもできます。この役員退職金にかかる所得税は、非常に優遇された税負担率となっています。このような節税メリットがある反面、これが経費として認められる前提条件として、仕事内容に見合った水準の給与であることが必要です。将来の税務調査の際、調査官への質問に合理的な返答ができるかどうかを念頭に置きつつ、役員給与の水準を検証することが肝要です。

(大寺)

10月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納2期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<8月~11月>の納付

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告
- ※ 社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日~7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限...10月16日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限...10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限...10月10日
- 4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...10月31日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...10月31日

- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...10月31日
- 7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限...10月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...10月31日
- 9 消費税の年税額が4800万円超の7月、8月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...10月31日

※ 税理士相互扶助の日...10月26日

徳島県最低賃金が改定されました！

平成29年10月5日から **740円**〈時間額〉 24円UP↑

使用者も、労働者も必ず確認、最低賃金。

(西谷)



◆◆ 【フラット35】の制度改正 ◆◆

リスナ委員会

【フラット35】は **団体信用生命保険付きの住宅ローン** になりました。(平成29年10月1日以降にお申し込みの方に適用されます。)

- 【フラット35】を平成29年10月1日以後にお申し込みいただいたお客様から、月々の【フラット35】のお支払いに団体信用生命保険の加入に必要な費用が含まれるため、**年払いでの団信特約料のお支払いが不要**になりました。
- 保障内容も充実し、ますます【フラット35】が利用しやすくなりました。

* 平成29年9月30日までに【フラット35】をお申し込みの方は保障内容などが異なります。

* 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用いただけます。

【フラット35】の団体信用生命保険(新機構団体信用生命保険制度)については、次月号でご説明いたします。

(さくらビジネス)

◆◆ 接待用クルーザーと交際費の関係 ◆◆

建設係

元請、施主など事業に関係のある者に対する、接待、供応、慰安等に係る費用は交際費等として損金算入の制限があります。では、接待用クルーザーを購入した場合の減価償却費は、交際費等としてみなされるのでしょうか？

交際費等に該当するか否かは「**接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為**」がいつ行われたかがポイントとなります。

上記より、取得後の用途が接待用クルーザーであっても取得時点では交際費等に該当する行為がなされておきませんので、当該クルーザーの減価償却費が交際費とみなされることはありません。

但し、税務調査等で、接待用クルーザーが私的な利用とみなされると役員への賞与になる可能性もあるので、ご注意ください！

【まとめ】

- ① 交際費等の損金算入限度額の計算対象は、支出した時点において接待行為が行われた支出であること。
- ② 減価償却資産の保有目的が接待行為であっても、減価償却費が交際費等に該当することはない。

* 参考条文

措法61-4④ 措通61-4②-7 61-4①-24



(天羽)

◆◆◇ 広大地評価の見直しについて ◇◆◆

相続税や贈与税の計算上、一定の要件を満たす広い土地は「**広大地**」となり評価額に補正を加えることができ、大幅な評価額の減額となります。

現行の広大地評価の方法は、地積(面積)に路線価の価額と広大地補正率をかけるだけというシンプルなものです。

(現在の評価)

$$\text{広大地の評価額} = \text{地積} \times \text{路線価} \times \text{広大地補正率}$$

しかしこの「広大地補正率」には、土地の形状が考慮されていないという問題点があったため、広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに適用要件を明確化するという見直しが行われます。

(改正後の評価)

$$\text{評価額} = \text{地積} \times \text{路線価} \times \text{補正率(※1)} \times \text{規模格差補正率(※2)}$$

(※1) 奥行距離や不整形地を考慮した補正率

(※2) 地積を考慮した補正率



現行の広大地評価では、地積が同じであれば、どんな形の土地であっても評価額は同じです。しかし、改正後の評価方法では、正方形に近いきれいな形の土地は、現行の広大地評価で算出した額より、評価額が高くなってしまいます。

平成30年1月1日以降の相続等により取得した土地についての適用 となる予定です。

(坂田)

◆◆◇ 減損会計 ◇◆◆

上場企業に大きな損失が生じる、という報道がされるときに、よく「**減損損失**」が生じるためと言われることがあります。今回は、この減損損失を計上するための会計基準である固定資産の減損に係る会計基準について解説します。

固定資産の減損に係る会計基準(減損会計基準)は、その名の通り、固定資産の価値の減少を会計に表すことを目的としています。それでは、減損会計基準の考え方を、車両の購入を例に挙げて考えてみます。

例えば、ある会社が車両を100万円で購入して、配送車として事業に使用したとします。この会社は、当然利益を得ることを目的として車両を購入するはずですから、車両を何年間か使用して、その間に配送料を得て、この100万円以上の金額を回収しようとしています。

しかし、車両を購入して3年後に、急に法律が変わってこの車両を利用することができなくなったとします。会社は、これ以上この車両を使って利益を得ることができなくなります。車両の減価償却後の簿価と獲得した収益は以下のとおりでした。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
簿価	80万円	60万円	40万円	20万円	0円
獲得収益	15万円	15万円	15万円	—	—

減損会計基準では、簿価以上の利益を獲得することができなくなったときに、将来得られる利益を見積もって、その金額を固定資産の価値としなさいという処理を求めています。

上記のケースでは、将来得られる利益はゼロなので、3年目で40万円の減損損失を計上しなければならないことになります。

減損会計基準は固定資産を対象としていることから、減損損失は巨額になりやすく、企業の損益にあたえる影響は大きいものになります。

なお、減損損失は税務上では経費に入れることは認められていません。したがって、税金を計算するときには減損をなかったこととして、通常の減価償却費だけを経費とする処理をすることになります。

(孝志洋)

◆◆◆ 認定医療法人制度の改正

～持分ありから持分なしの医療法人への移行促進～ ◆◆◆

医療係

平成18年医療法改正以降持分ありの医療法人は、設立出来ません。厚生労働省は、「持分ありの医療法人は、出資者の相続発生時に相続税支払いのため払戻請求が行われる等、法人経営の安定について課題がある。」として、持分なし医療法人への移行を促進しています。

その手段として、平成26年10月1日に「認定医療法人の制度」が施行されましたが、平成29年9月30日に期限を迎えました。平成28年9月現在、この制度の利用による認定件数は61件、うち移行完了件数はわずか13件です。より利用が進むように平成29年10月1日より「役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和。贈与税の非課税対象を大幅に拡大。」等の改正が行われ施行されました。

	改正前	改正後
認定期間	平成26年10月1日～平成29年9月30日	平成29年10月1日～平成32年9月30日
認定医療法人の認定基準	- 社員総会決議移行計画が有効かつ適正 - 移行計画期間が3年以内	- 社員総会決議 - 移行計画が有効かつ適正 - 移行計画期間が3年以内 - 適正性要件
持分なしへの移行期間	3年	
認定医療法人の優遇措置	- 融資制度 - 相続税・贈与税の納税猶予免除制度	
贈与税課税	原則：課税あり	原則：課税なし
贈与税非課税要件	不当減少要件	適正性要件
主な要件	- 理事6人、監事2人以上 - 役員の親族1/3以下 - 医療機関名の医療計画への記載 - 法人関係者への特別利益供与なし 等	- 役員報酬について不相当に高額にならないように定めていること - 社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 - 法人関係者への特別利益供与なし 等
非課税要件判断時期	定款変更認可の前後	申請から持分なしへの移行による贈与の申告書の提出期限後6年間

(田中)



四国税理士会

事務所職員永年勤続者表彰



税務部 第1課 山崎 由香

四国税理士会より、5年表彰を頂きました。

「なるようになる！なるようにしかならない！」をモットーに、フラフラと転職活動をしていたところ、さくら事務所に拾っていただき、はや5年以上経ったのだと実感しています。家庭でも、入社当時中学生だった妹が20歳になり一緒にお酒を楽しむようになった事に、時の経つ速さをしみじみと感じています。

ここまで続けてこられたのも、先生を始めとする事務所の先輩方・顧問先の皆様・家族の支えあっての事だと思います。今後とも、どうぞよろしくお願い致します。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181